

文京区における女性職員の活躍の推進に関する  
特定事業主行動計画の進捗状況〔令和3年度〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項に基づき実施状況の公表については、以下のとおりです。

計画期間における数値目標

① 女性職員に対する職業生活に関する貴下の提供に関する目標

係長級以上の女性の行政系職員（福祉職を除く。）の割合を、令和7年度までに40%とする。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
割合	29.7%				

<取組状況>

所属長とのヒアリングにより、係長職に対する疑問や不安を解消できる機会を設けています。また、育児・介護等の休暇制度を充実させることにより、職員の生活環境が変化しても安心して昇任できるよう取り組んでいます。

② 職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備に関する目標

① 配偶者が出産する職員の連続5日間以上の休暇取得率を、100%とする。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
休暇取得率	100.0%				

② 出産協力休暇7日間の休暇取得率を、100%とする。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
休暇取得率	84.4%				

<取組状況>

配偶者が出産する男性職員に対して、事前に所属長及び職員課に「パパの子育て休暇取得プラン」の提出を求め、連続5日間以上及び出産協力休暇7日間の休暇取得予定がない職員に対しては、本人の意向を踏まえながら、所属長から休暇取得の勧奨を行っています。また、業務分担の見直し、代替要員の確保等を行い、職員が安心して休暇等を取ることができる職場環境の整備を行っています。